

有限会社 荒木電工 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 8 月 3 日～令和 9 年 8 月 2 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和 4 年 8 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和 4 年 8 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：令和 9 年 8 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを検討、実施する。

<対策>

- 令和 4 年 8 月～ 現状調査
- 令和 4 年 8 月～ 問題点の検討
- 令和 4 年 9 月～ ノー残業デーの実施